

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税法

★ 社長交代に伴う役員報酬の改定

- Q. 社長が潰瘍性大腸炎で退任することになりました。これに伴って専務が社長になることとなりましたので、報酬を増額することとなりました。増額分の報酬は、どのように取り扱われますか？
- A. 法人税では、役員に対する定期給与のうち次のものは定期同額給与として損金に算入することができることとなっています。
- ①その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの
 - ②次に掲げる改定がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの
 - イ. その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までにされた定期給与の額の改定
 - ロ. その事業年度において**法人の役員の職制上の地位の変更**、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定(イの改定を除く)
- お尋ねは、専務が退任した前社長に変わって社長になったので、役員報酬を増額したということですから、ロに該当し、改定前の報酬及び改定後の報酬が同額であれば損金に算入することができます。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/11/04.htm>

★ 資産の取得とされるリース取引

- Q. リースでも売買取引として取り扱われるものがあるそうですが、どのような取扱いになっているのですか？
- A. リースについて、税務では、資産の賃貸借契約のうち次の要件を満たすものを「リース取引」として、特別の取扱いを定めています。
- ①リース契約がリース期間の途中で解除できないもの又はこれに準ずるもの
 - ②資産の賃借人がその資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受し、かつその資産の使用にかかる費用を実質的に負担するもの
- そして、リース取引のうち、次のいずれかに該当するものは、その経済的実質から、リース物件の引渡しの際に売買が行われたものとして取扱うこととしています。

- ①リース期間終了時又はリース期間の途中でそのリース資産が無償又は名目的な対価で賃借人に譲渡されるもの
- ②賃借人に対しリース期間終了時又はリース期間の途中でリース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの
- ③リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中その賃借人においてのみ使用されると見込まれるもの又はリース資産の識別が困難であると認められるもの
- ④リース期間がリース資産の法定耐用年数と比べて相当の差異があり、法人税又は所得税の負担が著しく軽減されると認められるもの

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5700.htm>

民 法

★ 特別寄与料の支払の請求があった場合

Q. 特別寄与料の支払の請求があった場合、相続税の申告はどのようにすればいいのですか？

A. 民法が改正され、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務を提供したことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(特別寄与者)は、相続開始後、相続人に対し、特別寄与料の支払を請求することができることとなりました。

この特別寄与料の支払の請求が行われ、その額が確定した場合は、その特別寄与者がその特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課されることとなります。

この場合において、新たに相続税の申告書を提出すべき要件に該当することとなった者については相続税の申告書を、相続税の申告書又は期限後申告書を提出した者について相続税額に不足額が生じたときには修正申告書を、その確定したことを知った日の翌日から10か月以内に所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、申告書を提出した者又は決定を受けた者の相続税額が過大となったものについては、その確定したことを知った日の翌日から4か月以内に限り所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができるとされています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4105.htm>

そ の 他

★ 家賃支援給付金

Q. 家賃支援給付金の申請が始まっているそうですが、どのような内容になっているのですか？

A. 政府は、新型コロナウイルスの影響により売上の減少に直面している事業者の事業継続を下支えするため、家賃支援給付金制度を導入しました。概要は、次のとおりです。

①支給対象

次のすべてを満たす事業者です。

イ. 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者(医療法人や農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人も対象になります)

ロ. 5月から12月の売上高について

1ヵ月で前年同月比▲50%以上又は

連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上であること

ハ. 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること

②支給額

法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円

③算定方法

申請時の直近1ヶ月における支払賃料(月額)に基づいて算定した給付額(月額)の6倍

④申請期間

令和2年7月14日から令和3年1月15日

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

★ 事業年度の決め方

Q. 会社を設立しようと思っていますが、事業年度はどのように決めたらいいのですか？

A. 事業年度は、会社の都合のよい期間(1年を超えることはできません)を選んで届出をします。

事業年度は、通常、次のように決められています。

①定款に営業年度の定めがある場合

その定款に定める営業年度が事業年度となります。

②定款に営業年度の定めがない場合

所轄税務署長に対して届け出た営業年度が事業年度となりますが、届出がない場合は、税務署長が営業年度を指定し、それが事業年度となります。

③営業年度が1年を超える場合

その営業年度の期間を開始の日以後1年ごとに区分した各期間(最後に1年未満の期間が生じたときは、その1年未満の期間)が事業年度となります。

④設立初年度

設立後、最初の事業年度は、設立の日(設立登記の日)から事業年度末日までの期間が1事業年度となります。

なお、決算期は、自由に決められますので、

①在庫の少ない時期・・・棚卸作業が容易で、在庫の評価による損益の影響が少ない

②業務に余裕のある時期・・・決算対策の施策に取り掛かれる

③官公庁の決算期(3月)に合わせる・・・申請書資料の作成が容易

など、その会社の業種、業態等に応じてもっとも都合のよい時期を選んでください。